

改正案

（定義）

第一条 この政令において、「金融機関」、「普通銀行」、「長期信用銀行」、「銀行」、「協同組織金融機関」、「吸収合併」、「吸収合併消滅金融機関」、「新設合併消滅金融機関」、「新設合併設立金融機関」、「消滅金融機関」、「転換」、「転換後金融機関」、「総会」、「会員等」、「吸収合併存続銀行」、「吸収合併存続協同組織金融機関」、「新設合併設立協同組織金融機関」、「消滅銀行」又は「消滅協同組織金融機関」とは、それぞれ金融機関の合併及び転換に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第十項まで、第九条第一項第一号、第十七条第一項第一号、第十九条第一項第二号、第二十一条第一項又は第三十四条第一項に規定する金融機関、普通銀行、長期信用銀行、銀行、協同組織金融機関、吸収合併、吸収合併消滅金融機関、吸収合併存続金融機関、新設合併、新設合併消滅金融機関、新設合併設立金融機関、消滅金融機関、転換、転換後金融機関、総会、会員等、吸収合併存続銀行、吸収合併存続協同組織金融機関、新設合併設立協同組織金融機関、消滅銀行又は消滅協同組織金融機関をいう。

（合併又は転換の認可申請）

第二条 金融機関は、法第五条第一項の規定による合併又は転換の認可を受けようとするときは、合併認可申請書又は転換認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官（同条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

（業務の継続の承認申請）

第三条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面
- 二 法第六条第三項に規定する契約の内容及び合併の日における当該契約の総額を記載した書面
- 三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面
- 四 その他内閣府令で定める書類

2/ 前項の規定は、転換後金融機関が法第六条第四項において準用する同条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合について準用する。

現行

（定義）

第一条 この政令において、「金融機関」、「普通銀行」、「長期信用銀行」、「銀行」、「協同組織金融機関」、「転換」、「消滅金融機関」、「存続金融機関」、「新設金融機関」、「合併決議」、「合併総会」又は「転換決議」とは、それぞれ金融機関の合併及び転換に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第五項まで、第七条第三項、第八条第二項又は第二十四条第一項第一号に規定する金融機関、普通銀行、長期信用銀行、銀行、協同組織金融機関、転換、消滅金融機関、存続金融機関、新設金融機関、合併決議、合併総会又は転換決議をいう。

（合併又は転換の認可申請）

第二条 金融機関は、法第六条第一項の規定による合併又は転換の認可を受けようとするときは、合併認可申請書又は転換認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官（同条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

（合併契約書の記載事項）

第三条 銀行が合併（法第三条第一項第一号までに掲げる金融機関の合併に限る。）を行う場合には、合併契約書に、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百九条、第四百九条ノ二後段、第四百十条（吸収合併又は新設合併の合併契約書）又は第四百十三条ノ三第三項（簡易な合併手続の場合における合併契約書）の規定により記載しなければならない事項のほか、存続金融機関又は新設金融機関の種類を記載しなければならない。

（合併の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第四条 法第七条、第二十六条第二項（法第三十一条及び第五十八条において準用する場合を含む。）又は第三十八条第二項（法第四十三条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（特定社債の発行等の認可申請）

第五条 普通銀行は、法第八条第一項（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債の発行の認可を受けようとするときは、認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

（新株の割当てを受けることができない者）

第六条 法第十条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 吸収合併消滅協同組織金融機関（法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同

第四条 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、前条に規定する場合を除き、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 存続金融機関又は新設金融機関の種類

二 商法第四百九条第一号、第三号及び第八号又は第四百十条第一号、第二号及び第六号（吸収合併又は新設合併の合併契約書）に掲げる事項

三 存続金融機関又は新設金融機関が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに消滅金融機関の株主、会員又は組合員に対する新株の割当てに関する事項

四 消滅金融機関の株主、会員又は組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

五 合併を行う金融機関の合併総会の期日（存続金融機関においてその株主総会の承認を得ないで合併を行うときは、その旨）

六 合併を行うべき時期

七 合併を行う金融機関が合併の日までに利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配をするときは、その限度額

八 合併に際してする新株の発行に代えて、その所有する自己の株式を消滅金融機関の会員又は組合員に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数

第五条 存続金融機関又は新設金融機関が協同組織金融機関である場合には、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 存続金融機関又は新設金融機関の種類

二 存続金融機関の地区及び出資一口の金額

三 存続金融機関が合併により定款の変更をするときは、その規定（前号に掲げる事項に係るものを除く。）

四 新設金融機関の定款の規定

五 消滅金融機関の株主、会員又は組合員に対する出資の割当てに関する事項

六 存続金融機関又は新設金融機関の準備金に関する事項

七 存続金融機関につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定
八 前条第四号から第七号までに掲げる事項

（新設）

組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）である信用金庫が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第十六条第一項後段（自由脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる会員

二 吸収合併消滅協同組織金融機関である労働金庫が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十六条後段（任意脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる会員

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十八条第一項（自由脱退）の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関である信用協同組合から脱退することとなる組員

（総代以外の会員等に対する通知）

第七条 信用金庫、労働金庫又は信用協同組合が法第三十五条第一項（法第六十三条において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項に規定する承認を総代会の決議によつて受けようとする場合には、その会日の二週間前までに、総代以外の会員等に対して、当該総代会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約又は転換計画の要領を記載し、又は記録した通知を発しなければならない。

（削る）

（転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合に於いて準用する法の規定の読替）

第八条 法第六条第四項の規定において転換後金融機関がその事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合に於いて同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表の

（総代以外の会員等に対する通知）

第六条 信用金庫、労働金庫又は信用協同組合が合併決議又は転換決議を総代会において行う場合には、その会日の二週間前までに、総代以外の会員又は組員に対して、合併総会又は法第二十三条第一項の総会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約書又は転換計画書の要領を記載した通知書を発しなければならない。

（新株の割当てを受けることができない者）

第七条 法第九条第一項（法第二十四条第一項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 消滅金融機関又は転換前の金融機関たる信用金庫が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第十六条第一項後段（自由脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる組員

二 消滅金融機関又は転換前の金融機関たる労働金庫が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十六条後段（任意脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる組員

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十八条第一項（自由脱退）の規定により消滅金融機関又は転換前の金融機関たる信用協同組合から脱退することとなる組員

（新たな出資等の停止に関する公告）

第八条 法第九条第三項に規定する公告は、同条第二項に規定する一定の日にしなければならない。

2 前項の規定は、法第二十四条第一項第一号において準用する法第九条第三項に規定する

とおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句
第六条第二項	承継の日 転換がその効力を生ずる日

(削る)

(普通銀行が発行する特定社債について準用する長期信用銀行法の規定の読替え)

第九条 法第八条第二項の規定において同条第一項の規定により普通銀行が発行する特定社債について長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第九条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える長期信用銀行法の規定	読み替えられる字句
第九条第一項	前条 金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項

公告について準用する。

(合併の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第八条の二 法第十条の二及び法第十一条第一項(法第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(合併の登記申請書の添付書類)

第九条 法第十五条第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 金融庁長官(法第六条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣)の認可書又はその認証がある謄本

二 合併契約書

三 合併を行う金融機関の合併総会(法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。)の議事録(法第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合における存続金融機関たる銀行にあつては、取締役会の議事録(消滅金融機関の会員又は組合員に對して支払をする金額を定めた場合にあつては、当該議事録及び最終の貸借対照表))

四 法第十一条第一項の規定による公告及び催告(合併を行う銀行が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該銀行にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 消滅金融機関の登記事項証明書(当該登記所の管轄区域内に消滅金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所がない場合に限る。)

六 存続金融機関が銀行である場合には、次のイからニまでに掲げる書類

イ 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第六項(合併契約書の承認

イ)の場合には、次に掲げる書面

(1) 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項(株式譲渡制限の決議等の公告等)の規定による公告(株券を発行しない旨の定款

の定めがある銀行又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項（株券の不所持制度）の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条ノ二（株式譲渡制限の決議等の公告等の特例）の規定による公告又は法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百二十八条ノ二（株券廃止会社等の公告の特例）の規定による通知）をしたことを証する書面

(2) 発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項（株券の不所持制度）の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、当該銀行に該当することを証する書面

ロ 合併により資本を増加するときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ一第一項（資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

ハ 合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

ニ 法第十二条の二第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第五項（簡易な合併手続の場合における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

七 存続金融機関が協同組織金融機関である場合には、出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額、次項第五号において同じ。）の変更を証する書面

2) 法第十五条第一項に規定する合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号から第六号までに掲げる書面

二 新設金融機関の定款

三 設立委員の資格を証する書面

四 新設金融機関が銀行である場合には、次のイからホまでに掲げる書類

イ 合併による設立に伴う事項に係る取締役会の議事録

ロ 取締役、代表取締役及び監査役（株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項（定義）に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項（委員会の権限等）に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

ハ 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第二項（資本の限度額）に規定する額を証する書面

ニ 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第五項後段（合併契約書の承認）の場合には、前項第六号イに掲げる書面

(削る)

(削る)

(種類株主総会について準用する法の規定の読替え)

第十條 法第二十二條第五項の規定において同条第四項の種類株主総会について同条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第二項	前項	第四項
第二十二條第三項(第三号を除く。)	第一項	次項

ホ 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

五 新設金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

3| 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十八条(申請書の添付書面)並びに第七十九条第二項及び第三項(添付書面の通則)の規定は、前二項の登記の申請について準用する。

(業務の継続の承認申請)

第九條の二 存続金融機関又は新設金融機関は、法第十七条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 法第十七条第三項に規定する契約の内容及び合併の日における当該契約の総額を記載した書面

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 その他内閣府令で定める書類

2| 前項の規定は、転換後の金融機関が法第二十四条第一項第六号において準用する法第七條第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合について準用する。

(債券の発行等の認可申請)

第九條の三 普通銀行は、法第十七条の二第二項(法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定による債券の発行の認可を受けようとするときは、認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

(法定準備金としない額)

第十條 法第十八條第二号(法第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額は、消滅金融機関又は転換前の金融機関が合併又は転換の直前において留保していた利益の額(法律の規定により積み立てていた準備金の額を除く。)に相当する額とする。

〔株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え〕
 第十一條 法第二十四條第二項において同條第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五條第五項から第七項まで並びに第七百八十六條第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五條第五項	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四條第一項
	効力発生日	同法第二十一條第二項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十五條第六項	消滅株式会社等	消滅銀行
第七百八十五條第七項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一條第一項の吸収合併
第七百八十六條第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第十一條第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。）
第七百八十六條第五項	効力発生日（吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時）	効力発生日

2| 法第二十四條第二項において同條第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五條第五項から第七項まで並びに第七百八十六條第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第七百八十五条第五項	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四条第一項
第七百八十五条第六項	消滅株式会社等	消滅銀行
第七百八十五条第七項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併
第七百八十六条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	消滅銀行（新設合併設立金融機関の成立の日（以下この条において「効力発生日」という。）後にあつては、新設合併設立金融機関
第七百八十六条第五項	効力発生日（吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時）	効力発生日

〔新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え〕

第十二条 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする⁹

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	、効力発生日	、金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十七条第六項	消滅株式会社等	消滅銀行

（新設）

第七百八十七条第七項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併
第七百八十八条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫）（金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。）

2) 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十三条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による公告をした日から二十日以内
第七百八十七条第六項	消滅株式会社等	消滅銀行
第七百八十七条第七項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併
第七百八十八条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	消滅銀行（新設合併設立金融機関の成立の日（以下この条において「効力発生日」という。）後にあつては、新設合併設立金融機関

3) 法第二十六条第六項において信託業務を営む消滅銀行がする法第二十一条第一項の合併について異議を述べた受益者がある場合について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第七条第二項の規定を準用する場合における同項におい

で準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十条第一項 読み替える信託業法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第二項	合併後の信託会社の	吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。以下この項において同じ。）又は新設合併設立金融機関の
	合併後の信託会社は	吸収合併存続信用金庫又は新設合併設立金融機関は

（種類株主総会について準用する法の規定の読替え）

第十三条 法第二十九条第五項において同条第三項の種類株主総会について同条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項	第一項	前項

（新設）

（吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え）

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十三条第一項（第二号を除く。）、第二十四条第一項並びに第二十六条第一項、第二項（第二号口を除く。）、第四項及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条第一項（第二号を除く。）	効力発生日等	第二十八条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日
	第二十一条第一項の合併	第二十八条第一項の吸収合併
	吸収合併存続信用金庫	吸収合併消滅協同組織金融機関（第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。第二十六条第二項第

第二十四条第一項第一号	第二十一条第一項の合併	「二号イにおいて同じ。」
	種類株主総会及び第二十二条第六項の特定株主を構成員とする株主総会	種類株主総会
第二十六条第一項及び第二項第一号	第二十一条第一項の合併	第二十八条第一項の吸収合併
第二十六条第二項第一号イ	吸収合併存続信用金庫	吸収合併消滅協同組織金融機関
第二十六条第四項及び第六項	第二十一条第一項の合併	第二十八条第一項の吸収合併

2) 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十四条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五条第五項	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第三十一条において準用する同法第二十四条第一項
	、効力発生日	、同法第二十八条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十五条第六項	消滅株式会社等	吸収合併存続銀行
第七百八十五条第七項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十八条第一項の吸収合併
第七百八十六条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社。以下この条において同	吸収合併存続銀行

	じょ）	
第七百八十六条第五項	効力発生日（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時）	効力発生日

3| 法第三十一条において信託業務を営む吸収合併存続銀行がする第二十八条第一項の吸収合併について異議を述べた受益者がある場合について法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第一項	合併後の信託会社	吸収合併存続銀行

（信用金庫等が消滅協同組織金融機関である場合について準用する信用金庫法等の規定の読替え）

第十五条 法第三十五条第三項において信用金庫が消滅協同組織金融機関である場合について信用金庫法第四十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信用金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条第六項	金庫の解散、合併又は事業の全部の譲渡	金庫が消滅協同組織金融機関となる合併

2| 法第三十五条第四項において労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について労働金庫法第五十五条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える労働金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第六項	第五十三条第一号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項	労働金庫が消滅協同組織金融機関となる合併

3| 法第三十五条第五項において信用協同組合が消滅協同組織金融機関である場合について

（新設）

中小企業等協同組合法第五十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える中小企業等協同組合法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条の二第一項	信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会	信用協同組合
	合併等	当該信用協同組合が消滅協同組織金融機関となる合併
第五十五条の二第二項	前項に規定する組合	信用協同組合
	合併等	当該信用協同組合が消滅協同組織金融機関となる合併

〔消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読替え〕

第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第四項	第二項第四号	第三十八条第一項第四号
第二十六条第五項	第二十一条第一項	第三十四条第一項
第二十六条第六項	第二十一条第四号	第三十八条第一項第四号
	第二十一条第一項	第三十四条第一項

2) 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第一項	合併後の信託会社	吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関

(新設)

〔吸収合併存続組織金融機関が総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受ける場合に
ついでに準用する法等の規定の読替え〕

第十七条 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第二項の規
定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句
第三十五条第二項	前項
	第四十一条第一項

2| 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第三項の規定を準
用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術
的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信用金庫 法の規定	読み替えられる字句
第四十九条第六項	金庫の解散、合併又は事業の 全部の譲渡
	金庫が吸収合併存続協同組織金 融機関となる吸収合併

3| 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第四項の規定を準
用する場合における同項において準用する労働金庫法第五十五条第六項の規定に係る技術
的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える労働金庫 法の規定	読み替えられる字句
第五十五条第六項	第五十三条第二号（解散又は 合併）又は第四号（事業の全 部の譲渡）に掲げる事項
	労働金庫が吸収合併存続協同組 織金融機関となる吸収合併

4| 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第五項の規定を準
用する場合における同項において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の二第一項及
び第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える中小企業 等協同組合法の規定	読み替えられる字句
第五十五条の二第一 項	信用協同組合又は第九条の九 第一項第一号の事業を行う協 同組合連合会
	信用協同組合
	当該信用協同組合が吸収合併存 続等

第五十五条の二第二項	前項に規定する組合	続協同組織金融機関となる吸収合併
	合併等	当該信用協同組合が吸収合併存続協同組織金融機関となる吸収合併

（吸収合併存続協同組織金融機関の手続について準用する法等の規定の読替え）

第十八条 法第四十三条において吸収合併存続協同組織金融機関について法第三十六条第一項（第一号を除く。）第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項及び第二項（第二号口を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項（第一号を除く。）	効力発生日等（前条第一項の決議を総代会において行う場合にあつては、その会日と効力発生日等のいずれか早い日）	第四十条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（第四十一条第一項の決議を総代会において行う場合にあつては、その会日と当該吸収合併がその効力を生ずる日のいずれか早い日）
	第三十四条第一項の合併	第四十条第一項の吸収合併
	吸収合併存続金融機関	吸収合併消滅協同組織金融機関（第十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。第三十八条第二項第二号イにおいて同じ。）
第三十七条第二項	効力発生日等	第四十条第二項の吸収合併がその効力を生ずる日
第三十七条第一項第一号	第三十四条第一項の合併	第四十条第一項の吸収合併
第三十七條第二項	効力発生日等	第四十条第二項の吸収合併がその効力を生ずる日
第三十八条第一項及び第二項第一号	第三十四条第一項の合併	第四十条第一項の吸収合併

（新設）

第三十八條第二項第一号イ	吸収合併存続金融機関	吸収合併消滅協同組織金融機関
--------------	------------	----------------

2| 法第四十三條において吸収合併存続協同組織金融機関について法第三十八條第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六條第四項から第六項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六條第四項	第二項第四号	第四十三條において準用する第三十八條第二項第四号
第二十六條第五項	第二十一條第一項の合併 第二項第四号	第四十條第一項の吸収合併 第四十三條において準用する第三十八條第二項第四号
第二十六條第六項	第二十一條第一項の合併	第四十條第一項の吸収合併

3| 法第四十三條において信託業務を営む吸収合併存続協同組織金融機関がする法第四十條第一項の吸収合併について異議を述べた受益者がある場合について法第三十八條第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六條第六項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條第二項において準用する信託業法第四十條第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十條第一項	合併後の信託会社	吸収合併存続協同組織金融機関

(吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読替え)
第十九條 法第四十四條第三項において吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く同條第二項の書面又は電磁的記録について法第三十四條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四條第二項各号	前項	第四十四條第一項

(新設合併設立協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読替え)

(新設)

第二十條 法第四十七條第三項において新設合併設立協同組織金融機関が備え置く同条第二項の書面又は電磁的記録については法第三十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

第三十四条第二項各号	前項	第四十七條第一項
読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十一条 法第五十一条において協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合について会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)、第二

(新設)

項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第一項(各号を除く。)	次の各号に掲げる行為 当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	合併 消滅銀行の株主又は消滅協同組織金融機関の会員等に吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関の出資を割り当てる
	対し交付しなければ	対し割り当てなければ
	株式会社株式の数に一株	吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関の出資の口数に一口
	合計数	合計口数
	数の株式を競売し	持分を吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立金融機関の会員等又は会員等となる資格を有する者に譲り渡し
	競売により得られた代金	譲渡しにより得られた金銭
第二百三十四条第二項	前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式	前項の持分については、出資一口の金額に譲り渡す口数を乗じ

第百三十四条第四項第二号	式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない	第百三十四条第四項第二号	て得た額をもつて譲り渡すものとする
第百三十四条第四項第一号	第二項	第一項	
第百三十四条第四項第一号	売却する株式	譲り渡す持分	
第百三十四条第四項第一号	買い取る	譲り受ける	
第百三十四条第四項第一号	買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	譲り受ける持分	
第百三十四条第四項第一号	株式の買取りをする	持分を譲り受ける	

（消滅銀行について準用する会社法の規定の読替え）

第百三十三条 法第五十三條第二項において消滅銀行について会社法第二百十九條第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二百九十三條第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替へる会社法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第二百十九條第一項第六号及び第二百九十三條第一項第三号	合併により当該株式会社が消滅する場合	協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合

2| 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項又は第二百九十三條第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替

（新設）

えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百九十九条第一項又は第二百九十三条第一項
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第一項 同項の

3| 法第五十三条第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第五十三条第二項において準用する会社法第二百一十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百一十条第一項（第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第一項 同項の

（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読替え）

第二十三条 法第五十五条第四項の規定において同条第一項に規定する場合について法第八十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第二項	吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立金融機関の成立の日	転換がその効力を生ずる日

（新設）

（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え）

第二十四条 法第五十六条第四項の規定において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十六条第二項	前項に規定する場合において	転換をする普通銀行の株主に金銭を交付する場合において
同項第五号ロ	同項第六号	前項第六号
第五十六条第二項各号	転換後信用金庫の出資	金銭
第五十六条第三項	第一項に規定する場合には、同項第五号ロ	第一項第六号
	転換後信用金庫の出資	金銭

（新設）

（転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え）

第二十五条 法第五十八条の規定において転換をする普通銀行について法第二十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項第一号	次条第一項	第五十八条において準用する次条第一項
第二十一条第二項第二号	第二十三条第一項	第五十八条において準用する第二十三条第一項
第二十一条第二項第三号	第二十六条第二項	第五十八条において準用する第二十六条第二項

（新設）

2| 法第五十八条の規定において転換をする普通銀行について法第二十二條第七項、第二十四條第一項、第二十七條第三項及び第三十二條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第三十二條第七項	第三十二條第六項	第五十八條において準用する第二十二條第六項
	消滅銀行が委員会設置会社	転換をする普通銀行が委員会設置会社
第三十四條第一項第一号	第三十二條第六項	第五十八條において準用する第二十二條第六項
第三十七條第三項	この節及び第十二條	次章第二節
第三十二條第一項	第二十八條第一項	第五十六條第一項

3) 法第五十八條の規定において転換をする普通銀行について法第二十二條第七項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第三十二條第三項（各号を除く。）及び第三十二條第五條の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二條第三項（各号を除く。）	前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会	特定株主（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八條において準用する同法第二十二條第六項に規定する特定株主をいう。以下この項及び次条において同じ。）を構成員とする株主総会
第三十二條第五條	種類株主総会	特定株主を構成員とする株主総会
	ある種類の株式の株主	特定株主

4) 法第五十八條の規定において転換をする普通銀行について法第二十四條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五條第五項並びに第七百八十六條第一項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五條第五項	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八條において準用する同法第二十四條第一項
	効力発生日	転換の効力が生ずる日（以下

第七百八十八条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十八条第五項	効力発生日（吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時）	効力発生日

5| 法第五十八条の規定において転換をする普通銀行について法第二十五条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十七条第五項及び第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	効力発生日	信用金庫となる転換がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十八条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）	転換をする普通銀行（効力発生日後にあつては、転換後信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。）

6| 法第五十八条の規定において信託業務を営む普通銀行がする転換について異議を述べた受益者がある場合について法第二十六条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項の規定において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

第四十条第二項	合併後の信託会社の	転換後信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第二項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。以下この項において同じ。）の
	合併後の信託会社は	転換後信用金庫は

71 法第五十八条の規定において転換をする普通銀行について法第三十二条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十一条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	消滅銀行	転換後信用金庫（第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。以下この条において同じ。）
第二十一条第二項各号	株主 前項	会員 第五十八条において準用する第三十二条第一項

（普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え）

第二十六条 法第五十九条第三項の規定において同条第一項第九号に掲げる事項について同条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十九条第二項	同項第七号	前項第九号
	転換後銀行の株式	金銭

（他の種類の協同組織金融機関となる協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え）

第二十七条 法第六十一条第三項の規定において同条第一項第八号に掲げる事項について同条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

（新設）

（新設）

とする。

読み替える法の規定		読み替えられる字句
第六十一条第二項	同項第六号	前項第八号
資	転換後協同組織金融機関の出	金銭
	資	

（転換をする協同組織金融機関について準用する法等の規定の読替え）

第二十八条 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項第一号	次条第一項	第六十三条において準用する次条第一項
第三十四条第一項第二号	第三十六条第一項	第六十三条において準用する第三十六条第一項
第三十四条第一項第三号	第三十八条第二項	第六十三条において準用する第三十八条第二項

2) 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信用金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条第六項	解散、合併又は事業の全部の譲渡	転換

3) 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する労働金庫法第五十五条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える労働金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第六項	第五十三条第二号（解散又は	転換

（新設）

	合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項	
--	--------------------------	--

4| 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第五項の規定を準用する場合における同項において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の二第一項及び第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える中小企業等協同組合法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条の二第一項	信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会	信用協同組合
第五十五条の二第二項	合併等	転換
第五十五条の二第二項	前項に規定する組合	信用協同組合
第五十五条の二第二項	合併等	転換

5| 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十八条第四項において準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第四項	第二項第四号	第六十三条において準用する第三十八条第二項第四号
第二十六条第五項	第二十一条第一項の合併	第五十九条第一項又は第六十一条第一項の転換
第二十六条第六項	第二項第四号	第六十三条において準用する第三十八条第二項第四号
第二十六条第六項	第二十一条第一項の合併	第五十九条第一項又は第六十一条第一項の転換

6| 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第三十九条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十九条第三項	この節並びに第十条及び第十	次章第三節

八条

7| 法第六十三条の規定において転換をする協同組織金融機関について法第四十四条第三項を準用する場合における同項において準用する法第三十四条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第二項各号	前項	第六十三条において準用する第四十四条第一項

8| 法第六十三条の規定において信託業務を営む協同組織金融機関がする転換について異議を述べた受益者がある場合について法第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六条第六項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項において準用する信託業法第四十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第一項	合併後の信託会社	転換後金融機関

(転換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条 法第六十五条第二項の規定において転換をする普通銀行について会社法第二百九十三条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百二十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第一項	前条第二項の	新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受け ること

2| 法第六十五条第三項の規定において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項 〔第一号に係る部分に限る。〕	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第二項 同項の

3) 法第六十五条第三項の規定において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項 〔第三号に係る部分に限る。〕	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第二項 同項の

〔転換をする協同組織金融機関の手続について準用する法等の規定の読替え〕

第三十条 法第六十七条の規定において転換について法第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条及び第四十九条第一項	消滅金融機関	転換をする金融機関
第四十九条第二項	消滅銀行	転換をする普通銀行又は長期信用銀行

（新設）

第五十条	第三条第一項第一号から第六号まで	第四条第一号から第六号まで
------	------------------	---------------

21 法第六十七条の規定において転換について法第五十一条の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第一項（各号を除く。）	次の各号に掲げる行為 当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	転換 転換をする金融機関の株主又は会員等に転換後協同組織金融機関（金融機関の合併及び転換に関する法律第六十一条第一項第一号に規定する転換後協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）の出資を割り当てる
対し交付しなければ	対し割り当てなければ	
株式会社の株式の数に一株	転換後協同組織金融機関の出資の口数に一口	
合計数	合計口数	
数の株式を競売し	持分を転換後協同組織金融機関の会員等又は会員等となる資格を有する者に譲り渡し	
競売により得られた代金	譲渡しにより得られた金銭	
前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売	前項の持分については、出資一口の金額に譲り渡す口数を乗じて得た額をもつて譲り渡すものとする	

第二百三十四条第四項	却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない			
	第二項			
	売却する株式	譲り渡す持分		
	買い取る	譲り受ける		
	買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数	譲り受ける持分		
第二百三十四条第四項第二項	株式の買取りをする	持分を譲り受ける		

（新たな出資等の停止に関する公告）

第三十一条 法第三十四条第四項の規定による公告は、同条第三項に規定する一定の日にしなければならない。

2 前項の規定は、法第六十二条において準用する法第三十四条第四項の規定による公告について準用する。

（合併の登記申請書の添付書面）

第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

二 吸収合併契約書

三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面）及び当該場合に該当することを証する書面（法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあつては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当し

（新設）

（新設）

ないことを証する書面を含む。）」

四 法第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号ロを除く。）又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号ロを除く。）の規定による公告及び催告（法第三十一条において準用する法第二十六条第三項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条各号又は信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号若しくは中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

六 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額、次項第五号及び第三十五条第一項第九号において同じ。）の変更を証する書面

七 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

八 吸収合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

九 吸収合併消滅金融機関において法第二十六条第二項（第二号ロを除く。）又は第三十八条第二項（第二号ロを除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項又は第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号又は信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号若しくは中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社（会社法第一百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行し

ているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

2) 法第五十二条第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書面

二 新設合併契約書

三 定款

四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十七条第二項第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書面

ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

ハ 資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

六 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

七 新設合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

八 新設合併消滅金融機関において法第二十六条第二項（第二号イを除く。）又は法第三十八条第二項（第二号イを除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項又は法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号又は信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号若しくは中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

11 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

31 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第四十六条第三項及び第四項（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請について準用する。

（株式の差押えの通知）

第三十三条 滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）を執行する機関がする法第四十九条第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 五 （略）

（削る）

（削る）

（削る）

（株式の差押えの通知）
第十一條 滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）を執行する機関がする法第二十条第二項（法第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 五 （略）

（転換計画書の記載事項）

第十二條 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 転換後の金融機関の商号及び業務
- 二 転換を行うべき時期

第十三條 協同組織金融機関が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 転換後の金融機関の商号及び業務
- 二 転換後の金融機関の取締役及び監査役の選任に関する事項
- 三 転換後の金融機関が発行する株式の総数
- 四 転換後の金融機関が転換に際して発行する株式の総数、種類及び数並びに転換前の金融機関の会員又は組合員に対する株式の割当てに関する事項
- 五 転換後の金融機関の資本の額及び準備金に関する事項
- 六 転換前の金融機関の会員又は組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
- 七 転換を行うべき時期

第十四條 金融機関が転換（転換後の金融機関が協同組織金融機関である転換に限る。）を行う場合には、転換計画書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 転換後の金融機関の種類、名称、業務及び地区
- 二 転換後の金融機関の役員の選任に関する事項

(削る)

(転換計画の記載事項)

第三十四条 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画に転換がその効力を生ずる日を定めなければならない。

(転換の登記申請書の添付書面)

第三十五条 法第六十四条第一項の規定により転換後金融機関についてする登記の申請書に

- 三 転換後の金融機関の出資一口の金額
- 四 転換前の金融機関の株主、会員又は組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 五 転換後の金融機関の準備金に関する事項
- 六 転換前の金融機関の株主、会員又は組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
- 七 転換を行うべき時期

(転換の登記申請書の添付書類)

第十五条 法第二十六条第一項の規定により転換後の金融機関についてする登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 金融庁長官(法第六条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣)の認可書又はその認証がある謄本
- 二 転換計画書
- 三 法第二十三条第一項に規定する総会(同項後段において準用する法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。)の議事録
- 四 転換後の金融機関の定款
- 五 法第二十四条第一項第三号において準用する法第十一条第一項の規定による公告及び催告(転換を行う銀行が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該銀行にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は転換をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 転換の際当該金融機関に現に存する純資産額を証する書面
- 七 転換後の金融機関が普通銀行である場合には、取締役会の議事録並びに取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項(委員会の権限等)に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面並びに名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面
- 八 転換後の金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面

(新設)

(新設)

は、次の書面を添付しなければならない。

一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

二 転換計画書

三 定款

四 法第五十五条第二項、第五十八条において準用する法第二百二十二条第一項及び第六項又は第六十三条において準用する法第三十五条第一項の規定による転換計画の承認その他の手続があつたことを証する書面

五 法第五十八条において準用する法第二百六条第二項（第二号イ及びロを除く。）又は法第六十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号イ及びロを除く。）の規定による公告及び催告（法第五十八条において準用する法第二百六条第三項又は法第六十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を冒報のほか銀行法第五十七條各号又は信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号若しくは中小企業等協同組合法第三十三条第四項第一号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該転換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 転換をする金融機関が株券発行会社であるときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 転換をする金融機関が新株予約権を発行しているときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 転換後金融機関が普通銀行であるときは、次に掲げる書面

イ 転換後金融機関の取締役（転換後金融機関が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

ロ 転換後金融機関の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

(1) 就任を承諾したことを証する書面

(2) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

(3) これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

ハ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九 転換後金融機関が協同組織金融機関であるときは、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

21 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）及び第四十六条第三項（添付書面の通則）の規定は、前項の登記の申請について準用する。

（財務局長等への権限の委任）

第三十六条 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第二条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五条第一項の規定による認可

二 法第五条第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加

三 法第六条第三項及び第六十八条第三項の規定による承認

四 法第六十八条第一項の規定による届出の受理

五 第二条の規定による合併認可申請書及び第三条第一項の規定による承認申請書の受理

（財務局長等への権限の委任）

第十六条 法第三十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第二条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六条第一項の規定による認可

二 法第六条第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加

三 法第十七条第三項及び第二十九条第三項の規定による承認

四 法第二十九条第一項の規定による届出の受理

五 第二条の規定による合併認可申請書及び第九条の二第一項の規定による承認申請書の受理